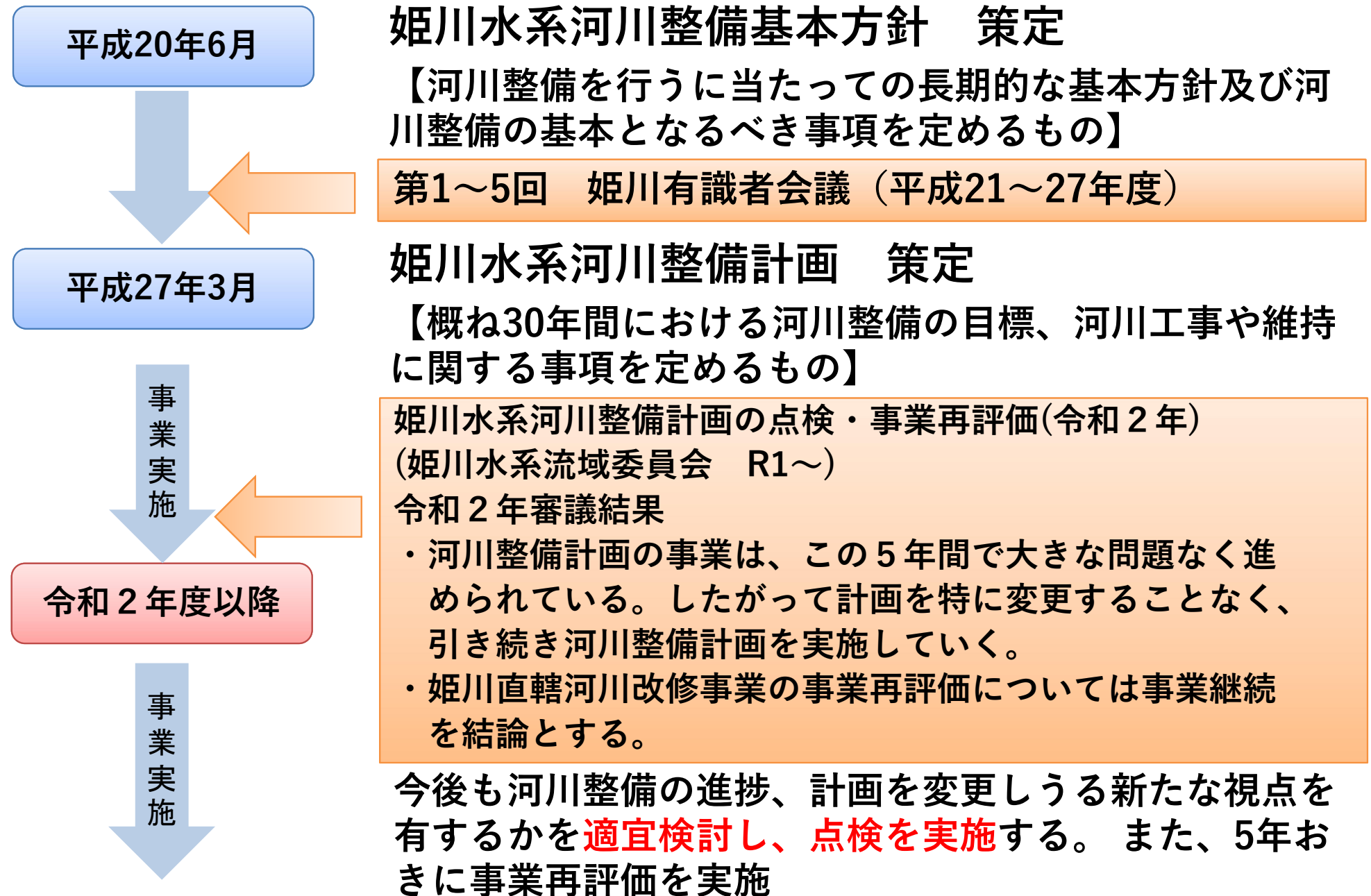


(2) 姫川水系河川整備計画の点検項目について

国土交通省北陸地方整備局
高田河川国道事務所

姫川水系河川整備基本方針と河川整備計画



河川整備計画の点検

姫川水系河川整備計画 【平成27年3月 P.2】

第1章第3節 計画対象期間

本計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点における社会経済状況、水害の発生状況、河川整備の状況や河川環境の状況を前提として定めるものであり、これらの状況変化、新たな知見の蓄積や技術の進捗等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

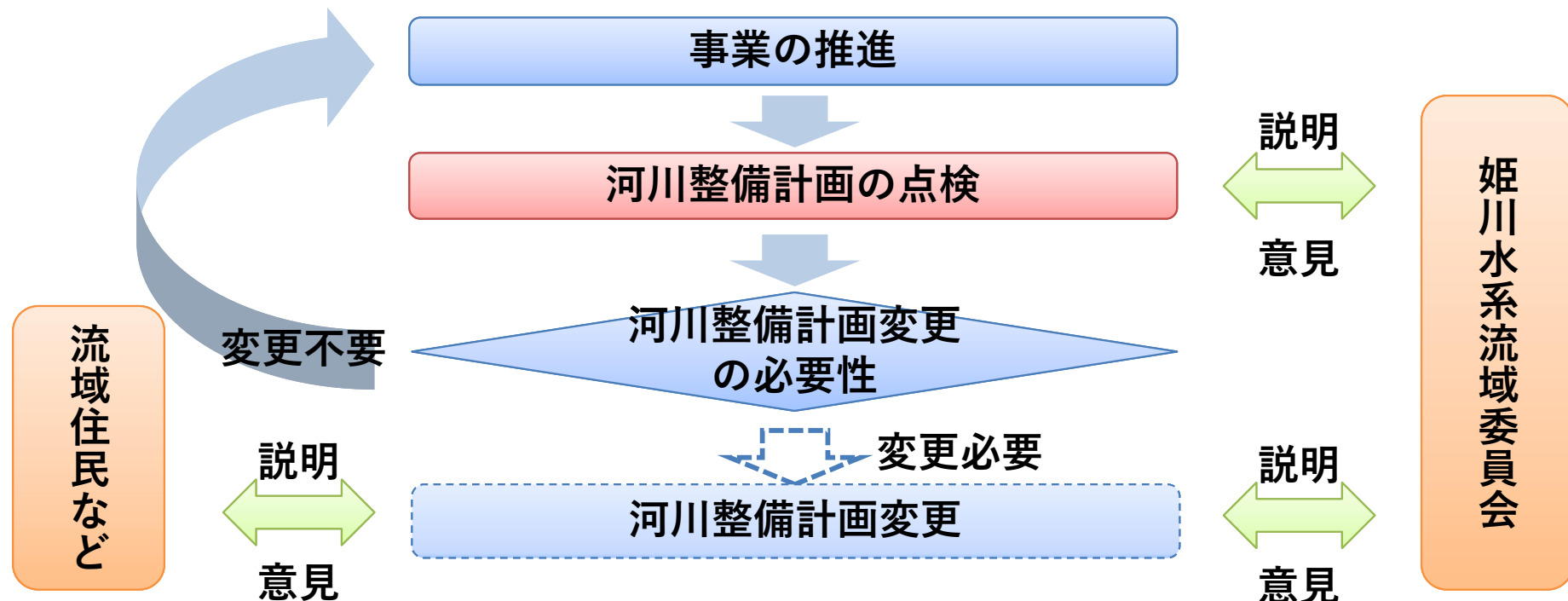
【参考】

河川法第十六条その2 3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第十六条その2 7項

第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。



姫川水系河川整備計画の点検の進め方

流域委員会の点検事項

◇流域委員会では、以下の項目等について意見をいただきます。

【点検項目】

1. 流域の社会経済情勢の変化

地域開発状況の変化、近年の洪水等による災害の発生の状況

2. 地域の意向

地域の要望事項、地域との連携

3. 事業の進捗状況

河川整備計画の主なメニュー、主なメニューの進捗状況等

4. 事業の進捗の見通し

5. 河川整備に関する新たな視点

流域治水プロジェクト2.0の取組、河道形状の整正による維持管理の容易な河道の検討

6. 河川整備計画の点検結果

点検結果のとりまとめ、河川整備計画の今後の方針